

介護の未来はどうなるの？ ～地域で暮らす「私」のために、できること～

HPを見る

記事ID 8991

☎長寿課 56-0639

☎NPO法人つづら
090-8159-3993

超高齢社会をむかえ、長久手市においても高齢化率は高まり続け、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増えていくことが想定されます。こうした状況の中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けられるよう、地域での支え合いを強めるとともに、高齢者自身も自らの健康に気を配り、地域の中に役割を持って暮らしていくことが望まれます。

これからの時代、自分自身の地域での暮らしをどう形づくっていくのが良いのか、いっしょに考えてみませんか。

時 8月20日(土) 14:00～ 場 福祉の家2階 集会室

☎講師 内藤佳津雄氏(日本大学教授) 料 無料 申 不要

在宅医療サポートセンター講演会 ～認知症になっても安心して暮らせる社会を目指して～

HPを見る

記事ID 8934

☎東名古屋医師会 在宅医療サポートセンター 75-5512

時 9月22日(木・祝) 14:00～ 場 文化の家 風のホール 料 無料 申 不要

☎第1部

基調講演その1

「認知症と成年後見制度 最後まで自宅で暮らすために」(尾張東部成年後見センター 住田敦子氏)

基調講演その2

「様々な職種や地域との連携が大切と感じた認知症ケアの実際」(あすわひのきケアプランセンター 下鶴紀之氏)

「地域包括支援センターの活用と認知症ケアパスについて」(社会福祉協議会地域包括支援センター 西あずみ氏)

第2部 それぞれの立場から

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付 ～外来、入院ともに窓口での支払いが限度額までとなります～

国民健康保険 ☎保険医療課 56-0618

記事ID 7370

対象者

・70歳未満の人

申請により「限度額適用認定証」を交付しています。

入院または高額な外来診療を受ける場合に、認定証を医療機関に提示することにより、1カ月ごとの医療費が高額になった場合でも、支払金額が世帯ごとの自己負担限度額までになります。

・70歳以上75歳未満の人で、平成28年度市民税非課税世帯の人

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。認定証を医療機関に提示することにより、入院時の食事代・居住費の自己負担額が減額されます。

更新手続きのお願い

HPを見る

☎保険証と印鑑を持って、保険医療課で申請してください。

現在、交付されている「認定証」の有効期限は、7月31日です。現在交付中の人には申請書を送付しています。必要な人は更新手続きを行ってください。

※国民健康保険税の滞納がある人や平成27年中の税の申告をしていない人は、「認定証」が発行できないことがあります。

※「認定証」を持たずに入院または高額な外来診療を受け、高額な医療費を支払った場合は、後日申請により自己負担限度額を超えた分を支給します(対象者には受診月の約2か月後に申請手続きの案内文を送付します)。

後期高齢者医療制度 ☎保険医療課 56-0617

HPを見る

記事ID 472

後期高齢者医療制度加入者で、平成28年度市民税非課税世帯の人に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。事前に保険医療課窓口で申請することにより、入院時の食事代・居住費の自己負担額が減額されます。

※現在、交付されている「認定証」の有効期限は7月31日です。8月以降も該当となる方には、7月中に郵送します。更新手続きは不要です。